

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○公証人法施行規則の一部を改正する省令（法務二六）

〔告示〕

○銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件（金融庁四八）

○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（総務三五九）

○核物質の防護に関する条約の改正のマダガスカル共和国による批准に関する件（外務三一三）

○核物質の防護に関する条約等のタイ王国による批准等に関する件（同三一三）

○原子力の安全に関する条約への締約国の追加に関する件（同三一四）

○健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働三五二）

○健康保険組合の解散を認可した件（同三五二）

○健康保険組合の合併を認可した件（同三五三）
○健康保険組合の名称を変更した件（同三五四）
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同三五五）

- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三五六）
 - 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（同三五七）
 - 保安林の指定を解除する件（農林水産二二三五、二二三六）
 - 保安林の指定施設要件を変更する件（同二二三七、二二三九）
 - 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業二〇五）
 - 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の規定に基づき保険法人が資産の運用として取得することができる有価証券を定める件（国土交通一一六七）
 - 道路に関する件（東北地方整備局二〇一、二〇三）
 - 道路に関する件（近畿地方整備局一五二）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 環境省
- 〔皇室事項〕
- 〔公告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国人、国営土地改良事業計画（幌向川二期・苦前）関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 企業年金基金変更関係
- 会社その他

省令

○法務省令第二十六号

公証人法（明治四十四年法律第五十三号）を実施するため、公証人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

公証人法施行規則の一部を改正する省令

公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第十三条の四 公証人は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証を行う場合には、嘱託人に、次の各号に掲げる事項を申告させるものとする。	〔条を加える。〕
一 法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第四号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日	
二 前号に規定する実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第六号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第四条第一項の規定による指定を受けている者（次項において「国際テロリスト」という。）に該当するか否か	

法務大臣 山下 貴司

2 公証人は、前項の定款の認証を行う場合において、同項第一号に規定する実質的支配者となるべき者が、暴力団員又は国際テロリストに該当し、又は該当するおそれがあるとき、又は、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならない。

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年十一月三十日から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた嘱託に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第一百五十五条の規定による定款の認証に関する手続については、なお従前の例による。

告

示

○金融庁告示第四十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、スルガ銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、同法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日
金融庁長官 遠藤 俊英

一 業務の一部停止の範囲

平成三十年十月十二日から平成三十一年四月十二日までの間、新規の投資用不動産融資を停止すること。また、自らの居住に当てる部分が建物全体の五十%を下回る新規の住宅ローンについても同様に停止すること。

二 命令発出日

平成三十年十月五日

○総務省告示第三百五十九号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十六条第五項第四号の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十二日
総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>【一・二 略】</p> <p>二の二 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、規則第七十条第一項第四号又は同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき</p>	<p>【一・二 同上】</p> <p>【新設】</p>

【三・三の二 略】

三の三 法第九十四条第一項の規定により衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定された認定基幹放送事業者が、その指定された伝送容量等の範囲内において、一部の時間帯に、当該衛星基幹放送の業務が超高精細度テレビジョン放送を行うものである場合にあっては複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行い、又は当該衛星基幹放送の業務が超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を行うものである場合にあっては複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うため、その指定された伝送容量等及び走査方式等を変更しようとするとき

【三・三の二 同上】

【四・七 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○外務省告示第三百十二号

マダガスカル共和国政府は、平成十七年七月八日にウイーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成二十九年三月三日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十條の規定に従い、同日にマダガスカル共和国について効力を生じた。

（平成二十九年三月十六日付け国際原子力機関事務局長書簡）
平成三十年十月十二日
外務大臣臨時代理 菅 義偉

○外務省告示第三百十三号

タイ王国政府は、昭和五十五年三月三日にウイーン及びニューヨークで署名のために開放された「核物質の防護に関する条約」の加入書を平成三十年六月十九日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年七月十九日にタイ王国について効力を生じた。

二 タイ王国政府は、また、平成十七年七月八日にウイーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成三十年六月十九日に同事務局長に寄託した。よって、同改正は、平成三十年七月十九日にタイ王国について効力を生じた。

（平成三十年七月三日付け国際原子力機関事務局長書簡）
平成三十年十月十二日
外務大臣臨時代理 菅 義偉

○外務省告示第三百十四号

平成六年六月十七日にウイーンで作成された「原子力の安全に関する条約」の締約国につき、平成三十年九月十二日現在で、次のとおり追加があった（平成二十七年九月二十五日外務省告示第三百三十号からの追加）。